

# 入札説明書

業務名 平成23年度 聴覚障害者支援センター  
整備工事設計及び監理業務

平成23年11月

奈良県健康福祉部障害福祉課

# 入 札 説 明 書

平成23年度 聴覚障害者支援センター整備工事設計及び工事監理業務の委託にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。
- (3) 奈良県内に本店を有していること。
- (4) この業務を行う期間中、次の【設計業務】及び【工事監理業務】に定められた資格を有する技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては、入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

### 【設計業務】

管理技術者は、一級建築士（建築士法 昭和25年5月24日法律第202号）の資格を有する者

### 【工事監理業務】

ア 管理技術者は、一級建築士（建築士法（昭和25年5月24日法律第202号））の資格を有し、工事監理の対象となる建築物を監理するのに問題ないと考えられる経験を有する者を1名選任する。

イ 建築工事にかかる担当技術者は、大学の建築系の学科を卒業し、建築設計・工事監理等にかかる5年以上の経験を有する者、または同等以上の技術力を有する者を1名選任する。

ウ 電気設備工事にかかる担当技術者は、建築設備設計・工事監理等にかかる5年以上の経験を有する者、または同等以上の技術力を有する者を1名選任する。

エ 機械設備工事にかかる担当技術者は、建築設備設計・工事監理等にかかる5年以上の経験を有する者、または同等以上の技術力を有する者を1名選任する。

※ 高校卒業資格を有する者は、4年の実務経験をもって大学卒業資格とすることが出来る。

※ 管理技術者が担当主任技術者及び担当技術者を兼務することができる。

- (5) 入札書提出の日から、改札日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下、「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (10) 奈良県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）で利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札システムにおいて、入札書の提出、開札、落札者の決定、同通知書の発行並びにくじによる落札者の決定を行う入札であり、電子入札システムにより入札書の提出ができない場合は、入札に参加できません。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。

## 3 入札の手続

### (1) 電子入札システムによる入札書提出期間

入札書は、入札公告に示す期間内に提出してください。

ただし、奈良県の休日を守る条例（平成元年奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。

なお、電子入札システムの稼働時間は午前9時から午後5時30分までです。（最終日の提出は午後4時まで）

### (2) 入札書の提出について

ア 入札書は電子入札システムにより提出してください。

イ くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出してください。

ウ 入札書は電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとしします。

エ 一度電子入札システムにより提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

オ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認及び施行体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」は、電子入札システムにより行います。

- (2) 開札後、落札者の決定を保留し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を電子入札システムにより通知します。

また、最低価格で入札を行った者であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

#### 5 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。「申請書及び資料」の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・別添 参加資格様式1

イ 配置予定技術者の資格等を記載した書面・・・・・・・・別添 参加資格様式2

1の(4)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式2に記載してください。なお、管理技術者の資格を証する書面（一級建築士免許証）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

- (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限 入札公告第3に記載のとおり

- (4) 提出場所 入札公告第3に記載のとおり

- (5) 申請書及び資料の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。

- (6) 申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

#### 6 施工体制確認調査

落札候補者は、改札後、下記に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。

い。開札後、落札候補者の提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて聞き取り調査を実施します。（聞き取り調査を行う場合は別途通知します。）その場合において、調査に応じない場合は、失格となるとともに、入札参加停止の処分を受ける場合があります。

(1) 提出書類

- ア 施工体制確認調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・別添 施工調査様式1
- イ 実施体制及び配置予定技術者名簿・・・・・・・・別添 施工調査様式2
- ウ 積算内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・別添 施工調査様式3
- エ 手持ちの建築設計等業務の状況・・・・・・・・別添 施工調査様式4
- オ 工程計画・・・・・・・・・・・・・・・・別添 施工調査様式5

- \* 各様式の記載要領を十分確認して下さい。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付して下さい。
- \* 提出期限以降の書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備（積算内容及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格となります。
- \* 下記の場合も業務の適正な実施が確保されないおそれがあると判定され失格となります。
  - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
  - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
  - ウ 積算内訳書が設計仕様に適合しない場合
  - エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
  - オ 上記のほか、業務の適正な施行の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- \* 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- \* 提出書類は、施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
- \* 提出書類は返却しません。

7 技術者の配置

落札者は5の(1)の提出書類一覧の様式2に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

業務にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

8 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

(様式1)

## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県健康福祉部障害福祉課長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先ファクス番号

平成23年11月25日付けで公告のありました平成23年度 聴覚障害者支援センター一整備工事設計及び監理業務委託に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

- 1 一級建築士事務所の登録を証する書類（又は登録証明書）
- 2 配置予定技術者の書類（施工体制確認調査の提出書類様式2）  
なお、管理技術者にあつては、有する資格を証する書類（一級建築士免許の写し）と雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等の写し）

(様式2)

### 配置予定技術者の資格等

**【設計業務】**

管理技術者経歴書	
1. 氏名	(年齢 才)
2. 所属 (会社名・部署名)	
3. 法令による資格等 (資格番号・所得年月日)	

**【工事監理業務】**

管理技術者経歴書				
1. 氏名		(年齢 才)		
2. 所属 (会社名・部署名)				
3. 学歴 (学科名も記載)				
4. 法令による資格等 (資格番号・取得年月日)				
5. 建築設計・工事監理 に関する経験				
6 建築 設計 ・ 工事 監理 内 容	建物の名称又は業務名	構造・規模	所属した事務所等	従事した期間

\*管理技術者の資格を証する書面（一級建築士免許証）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください  
 \*6の欄については、経験年数のうち最近のものから記入して下さい。

〇〇担当技術者経歴書				
1. 氏名		(年齢 才)		
2. 所属 (会社名・部署名)				
3. 学歴 (学科名も記載)				
4. 法令による資格等 (資格番号・取得年月日)				
5. 建築設計・工事監理 に関する経験		経験年数 年		
6 建築 設計 ・ 工事 監理 内 容	建物の名称又は業務名	構造・規模	所属した事務所等	従事した期間

\*担当技術者経歴書は、配置を予定する技術者（建築・電気・機械等）ごとに記載して下さい。  
 \*6の欄については、経験年数のうち最近のものから記入して下さい。

